

第4章 環境衛生の保全

第1 環境衛生

より安全で快適な生活環境の確保を目指し、さまざまな施設を対象に以下の事業を実施している。

- 1 理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館業、公衆浴場、墓地等の法律に基づく業種及びプールの許可事務を行うとともに、これらの施設の衛生状態を確保するため現場における監視指導のほか、経営者自らが衛生的維持管理の向上に取り組む自主管理推進事業を実施している。
- 2 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(通称：建築物衛生法)に基づく特定建築物のうち、その延べ床面積が10,000㎡以下のものについての立ち入り検査等の監視指導を行っている。
- 3 水道法に定める「専用水道」(101人以上の居住者に給水する大規模な施設、または飲用、炊事、洗面等生活の用に供する水を一日最大20㎡以上給水する施設)および「簡易専用水道」(受水槽の有効容量が10㎡を超えるもの)の設置に対して必要に応じた指導を行うとともに、受水槽容量10㎡以下のいわゆる「小規模貯水槽水道」に対しても、「文京区小規模貯水槽水道衛生管理指導要綱」(平成16年8月改正)を定め、現場指導により自主管理の徹底を図っている。
- 4 いわゆるコインランドリー施設及びコインシャワー施設の衛生状態を確保するため、「文京区コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生指導要綱」(昭和59年5月施行)、「文京区コインシャワー営業施設の衛生指導要綱」(平成元年4月施行)を定め、適時現場における衛生管理の指導を行っている。
- 5 善良な風俗を害する恐れのある営業活動を抑制するため「文京区旅館業の営業許可等に関する指導要綱」(60年4月施行)及び「文京区旅館業の営業の適正化に関する指導要綱」(平成5年8月施行)を定め、青少年の健全育成と区民の良好な生活環境の確保を図っている。
- 6 「文京区宅地開発並びに中高層建築物の建設に関する要綱」に基づき建築確認申請時に給水施設とごみ保管施設の図面指導をしたうえ、竣工時に現場確認検査を実施している。
- 7 生活様式の変化や新築・リフォームに起因する種々の化学物質の問題について衛生環境を確保するための調査及び助言・指導を行っている。

1 環境衛生関係施設と監視指導

環境衛生関係施設の総数は6,986施設であり、この中には多数の人が利用する東京ドーム、遊園地等の娯楽施設、修学旅行生等を対象とする団体旅館がある。最近では大規模のホテル営業施設も増え、また、温泉利用施設も新設されるなど文京区民以外の利用者も増加している。文京保健所では環境衛生監視員により、これらの施設に随時立ち入り検査等を実施し、衛生環境の確保に努めている。

環境衛生関係施設数及び監視指導件数

(表4-1-1)

		施設数	監視指導件数	許可確認届出件数	廃止数	
総数		6,986	517	99	110	
計		1,029	431	48	51	
理容所		140	32	6	9	
美容所		250	47	9	8	
クリーニング所		248	57	17	15	
興行場	常設	16	18	-	-	
	仮設	-	6	6	6	
旅館業	ホテル	21	14	2	3	
	旅館	30	43	1	3	
	(団体旅館)	(11)	-	-	-	
	簡易宿泊所 下宿	2 2	2 2	- -	- -	
公衆浴場	普通	19	23	1	2	
	その 他の 公衆 浴場	個室	1	6	-	-
		個室 サウナ	13	23	3	3
		以外 寿会館等	19	19	1	-
温泉利用施設		2	6	-	-	
プール	許可 (学校開放)	29 (17)	12 -	1 -	1 -	
	届出	62	59	1	1	
墓地	墓地	106	4	-	-	
	納骨堂	12	3	-	-	
	火葬場	-	-	-	-	
コインオ ^レ レーションクリーニング ^ク 営業施設		55	53	-	-	
コインシャワー営業施設		2	2	-	-	
計		5,744	55	37	55	
水道施設	専用水道	5	4	2	-	
	簡易専用水道	713	39	25	23	
	小規模貯水槽水道	5,026	12	10	32	
特定建築物 (10,000㎡以下)		213 (144)	31 (31)	14 (7)	4 (4)	

2 一斉取締り

夜間、夏期等に一斉取締り監視、指導を実施し、施設の衛生確保に努めている。

(表4-1-2)

計	興行場	普通 公衆浴場	その他の公衆浴場			プール	団体 宿泊旅館
			個室	個室以外			
				サウナ	寿会館等		
180	18	20	6	23	18	71	24

3 営業施設の理化学及び細菌学的検査

監視業務は視覚的監視指導のほか積極的に科学的検査を取り入れ、行政の高度化、科学化に努めている。

(1) 理容所・美容所の空気検査

(表4-1-3)

検査施設数(延)	検査時期	検査結果
41	冬季	不適施設数 0

(注) 基準：炭酸ガス濃度 0.5%以下

参考：労働衛生上の許容濃度 一酸化炭素濃度50ppm以下

(2) クリーニング所のパークロルエチレン検査

(表4-1-4)

検査施設数(延)	検査時期	検査結果
14	冬季	不適施設数 0

(注) 参考：指導基準 パークロルエチレン濃度50ppm以下(日本産業衛生協会許容基準)

(3) 興行場の空気検査

(表4-1-5)

検査施設数(延)	検査時期	検査結果
7	夏季	不適施設数 0

(注) 基準：炭酸ガス濃度0.15%以下、落下細菌30個以下、浮遊粉じん量0.2mg/m³以下

(4) 公衆浴場の浴槽水の検査

(表4-1-6)

区分	検査施設数(延)	検査時期	検査結果	備考	
普通	20	夏季・冬季	不適施設数 0		
その他の 公衆浴場	サウナ	23	夏季・冬季		不適施設数 0
	寿会館等	18	秋季		不適施設数 0

(注) 基準：濁度5度以下、レジオネラ属菌は検出されないこと、過マンガン酸カリウム消費量25mg/1以下、大腸菌群試料1ml中1個以下

(5) プール水の検査

(表4-1-7)

区分	検査施設数	検査時期	検査結果	備考
許可	12	夏季	不適プール 0	
届出	59	夏季	不適プール 0	

(注) 基準：pH5.8～8.6、濁度3度以下、過マンガン酸カリウム消費量12mg/1以下
遊離残留塩素0.4mg/1以上、大腸菌群試料10ml 5本中陽性が2本以下

4 団体宿泊旅館監視

春・秋の修学旅行生が宿泊する団体旅館等の一斉監視を実施している。 (表4-1-8)

施設数 (延)	検査時期	備考
24	春季・秋季	施設内外の衛生管理状況 〔 定員の保持 換気状況 浴室・寝具類衛生確保等 〕

5 特定建築物の検査指導

建築物衛生法に基づく特定建築物とは、興行場、事務所、学校、旅館等多数の人が使用する建物であって、その延べ床面積が3,000 m²以上のものをいう。これらの建築確認申請時には、設計図面等により設備の審査指導を行っている。また、5,000 m²以下並びに、平成12年度より東京都から移管された5,000 m²を超えて10,000 m²以下の建物について立入り、維持管理状況をチェックし衛生的環境の確保に努めている。

なお、延べ床面積が10,000 m²を超える施設については、東京都のビル衛生検査班が指導を行っている。

(1) 立入検査施設数と建築確認申請時指導数

(表4-1-9)

		施設数			立入検査施設数	建築確認申請時指導数	
		合計	3,000 ~ 10,000m ²	10,000m ² 超	10,000m ² 以下	10,000m ² 以下	10,000m ² 超
用途	興行場	2	1	1	1		
	集会場	6	4	2	1		
	図書館	2	1	1	1		
	事務所	124	102	22	19		
	学校	63	29	34	6		
	旅館	10	7	3	3		
	遊技場	4		4			
	店舗	2		2			
合計		213	144	69	31		

(2) 帳簿書類の整備・設備の維持管理状況指摘件数

(表4-1-10)

立入検査施設数	指摘施設数	帳簿書類	空調管理	給水管理	排水管理	清掃等	ネズミ・昆虫等防除
31	19	18	3	10	2	2	9

6 受水槽等の給水施設の調査指導

(1) 簡易専用水道施設数・受検数及び立入検査数

簡易専用水道については、昭和 54 年 6 月以降指定検査機関による検査、平成 16 年 4 月からは登録検査機関による検査が義務づけられ、保健所は検査機関から通報のあった施設等について立入検査を行っている。

(表4-1-11)

受水槽容量 (m^3)	簡易専用水道			検査機関の検査		保健所指導施設数	
	総数	受検対象 施設数	受検対象外 施設数	受検施設数	受検率 (%)	通報施設	その他
10.1～20	341	286	55	214	75	1	15
20.1～	372	263	109	200	76	0	23

建築物衛生法に基づく特定建築物に設置されている簡易専用水道

(2) 小規模貯水槽水道の実態調査並びに立入調査施設数

小規模貯水槽水道については、昭和 51 年度から平成 15 年度まで、延べ 6,975 施設の実態調査を行った。また、平成 16 年度は必要に応じて立入調査を実施した。

(表4-1-12)

受水槽容量	施設数	延実態調査数 (昭和51年～平成15年)	立入調査施設数
10 m^3 以下	5,026	6,975	12

(3) 専用水道施設数及び立入指導数

専用水道に対しては、水道法に基づき定期的に管理状況の報告を求めるとともに、随時立入指導を実施した。

(表4-1-13)

施設数	立入指導数
5	4

(4) 冠水受水槽への対応

集中豪雨により受水槽への汚染事故が発生した場合は、現場調査を行い飲料水の安全確保に万全を期している。平成 16 年度は集中豪雨による受水槽の被害はなかった。

7 建築指導要綱に基づく調査指導

一定規模以上の宅地開発並びに中高層建築物等の建築業者に対して給水施設・ごみ保管施設及び雨水利用施設について、設計時の指導と、竣工時における現場確認調査を行っている。

(表4-1-14)

受付施設数	現場確認指導数
55	44

8 旅館業の営業許可等に関する指導要綱に基づく指導

旅館業の新設または構造設備等の変更をする場合、要綱に基づき標識の設置及び関係住民への説明会の開催を指導している。

(表4-1-15)

指導施設数		
新設	変更	その他
-	2	2

9 プール水の水質検査

プール設置者には、維持管理の一環としてプール水の水質検査が義務づけられている。このため保健所ではこれらの水質検査に必要な指導を行っている。

(表4-1-16)

	検査件数	適合	不適
プール水	58	58	-

10 室内環境調査

区民が健康で快適な居住環境を確保するために、希望する家庭の室内環境調査を実施し、改善等必要な助言・指導を行っている。

また、室内環境調査に関係して、小石川・本郷保健サービスセンターで行われているアレルギー相談事業に加わり、ぜんそく、アレルギー等の子どもを持つ家庭のダニ、カビ、ハウスダスト等室内環境の個別相談に応じている。平成16年度のアレルギー相談事業は、24回行った。

(表4-1-17)

調査指導施設数	調査指導の内訳（調査ポイント数）					
	温度	湿度	ダニ	畳の水分量	ホルムアルデヒド	その他
8	10	10	4	-	10	6

11 苦情処理

環境衛生に関する区民からの苦情に対しては、速やかに現場調査を行い、適切な指導を行っている。

(表4-1-18)

区分	飲料水	空気環境	その他
件数	4	-	4

12 免許申請

(表4-1-19)

区分	クリーニング師
件数	2

平成10年4月から理・美容師免許は、（財）理容師美容師試験研修センターで申請受付をしている。

13 衛生講習

衛生講習会等の実施状況

(表4-1-20)

実施日	参加人数	講習会の名称	会場
平成16年10月7日	83	第2ブロックビル衛生管理指導講習会	文京シビックホール
平成17年3月8日	76	簡易専用水道設置者講習会	文京区民センター

14 優良施設の区長表彰

平成16年11月10日、文京シビックセンタースカイホールで平成16年度環境衛生及び食品衛生優良施設の区長表彰が行われ、環境衛生では8施設が表彰された。

15 入浴施設等のレジオネラ症対策について

レジオネラ属菌による事故防止のため改正された東京都の条例に基づき、公衆浴場施設や旅館業施設の浴場の衛生管理について、重点的に監視指導を行った。

第2 食品衛生

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民が健康で快適な食生活を過すために、食品関係取扱施設等への以下の事業を実施した。

- 1 食品衛生法及び食品製造業等取締条例等に基づき飲食店、食品製造施設、食品販売施設等の許認可事務を行うとともに、平成16年度文京区食品衛生監視指導計画を策定し、これらの施設の衛生状態や食品の取扱い状況について監視指導を行った。
- 2 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、食鳥処理事業許可及び取扱いの監視指導、収去検査を行った。
- 3 区内に流通する食品の収去検査を行い、違反食品の排除に努めているほか、区民からの苦情・相談への対応、食中毒の調査、衛生講習会を行った。
- 4 腸管出血性大腸菌0157対策については、前年に引き続き、自主管理体制の強化と給食施設等の監視強化を図った。また、冬季にノロウイルスによる感染症が発生したため、予防対策として一斉監視を行った。
- 5 区民の食生活の安全確保に寄与する民間協力者で、食品衛生の向上に関する自主的な活動を推進するため、文京区食品衛生推進員設置要綱に基づき、11名の食品衛生推進員を委嘱した。
- 6 食品衛生法に基づく食品表示制度の改正により、遺伝子組換え技術応用食品・アレルギー特定原材料および保健機能食品の表示が義務化されたので、表示制度の周知と適正な食品への表示について監視指導を行った。
- 7 セラチア菌による食品の苦情・事故を防ぐため、区内の病院や老人福祉施設の給食にその食材を納入する業者の施設について実態調査を行った。
- 8 区民・事業者・行政間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）
平成16年度食品衛生監視指導計画案について、ホームページ等で公表し、広く区民等の意見を募り、実施計画に反映させた。また、区民・食品関係事業者・行政を交えて、食品衛生に関する講演会を行った。
- 9 食品衛生に関する事件
中国産の「冷凍食品今川焼」「冷凍食品たこ焼」から、それぞれ成分規格違反の大腸菌群を検出したため、区内の当該輸入業者に対し、食品衛生法違反品として回収命令を行った。
- 10 食品による健康への悪影響を未然に防ぐため、平成16年11月から東京都食品安全条例により、事業者が違反食品等の回収を自主的に着手した際、自治体に報告することが義務付けられた。平成16年度、文京区においては輸入業者から1件の報告があった。

1 営業施設と監視指導

本区は、学校関係施設、大学病院、寮の集団給食施設をはじめ約9,000の食品関係施設がある。

地域的特徴として、後楽地区には東京ドームを中心としたレジャー施設に関する食品関係施設があり、湯島地区に飲食街、本郷地区に修学旅行等の団体旅館がある。

食品衛生法に基づき、一定の構造・設備基準に合致した営業施設に対して許可した件数は1,535件、総監視件数は9,843件であった。また、食鳥処理事業施設への監視指導件数は15件であった。

(1)食品衛生関係施設数と監視指導件数

(表4-2-1)

区 分	施設数	許 可 件 数			廃業件数	監視指導 件 数
		総数	新規	更新		
総 数	8,933	1,535	871	664	911	9,843
(1) 法に基づく許可業種	5,825	1,214	622	592	665	6,877
飲 食 店 営 業	3,682	822	405	417	434	4,222
旅 館 ・ ホ テ ル	38	7	4	3	6	118
バ ー ・ キ ャ バ レ ー	46	14	12	2	6	51
一 般 飲 食 店	2,820	614	329	285	336	2,264
民 生 食 堂	3	-	-	-	-	3
す し 屋	163	34	9	25	11	298
そ ば 屋	164	26	5	21	11	277
仕 出 し 屋	25	7	3	4	4	80
弁 当 屋	143	36	11	25	19	380
そ う 菜 屋	93	15	2	13	4	237
移 動 ・ 臨 時 ・ 自 動 車	33	19	10	9	8	112
許 可 あ る 集 団 給 食	149	50	20	30	29	398
自 動 販 売 機	5	-	-	-	-	4
喫 茶 店 営 業	564	83	74	9	52	223
店 舗	44	9	5	4	3	22
自 動 販 売 機	520	74	69	5	49	201
菓 子 製 造 業	227	69	32	37	18	518
パ ン 製 造 業	68	16	3	13	2	100
生 菓 子 製 造 業	93	25	12	13	6	272
そ の 他 の 菓 子 製 造 業	61	25	16	9	10	117
移 動 ・ 臨 時 ・ 自 動 車	5	3	1	2	-	29
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業	49	19	11	8	13	75
乳 類 販 売 業	752	117	51	66	89	501
食 肉 処 理 業	13	1	-	1	1	39
食 肉 販 売 業	235	46	24	22	28	604
食 肉 製 品 製 造 業	1	-	-	-	-	5
魚 介 類 販 売 業	227	47	23	24	27	514
魚 肉 ね り 製 品 製 造 業	6	-	-	-	-	16
清 涼 飲 料 水 製 造 業	1	-	-	-	-	-
氷 雪 販 売 業	9	1	-	1	-	4
食 用 油 脂 製 造 業	1	1	1	-	-	3
み そ 製 造 業	1	-	-	-	-	2
ソ ー ス 類 製 造 業	1	-	-	-	-	1
豆 腐 製 造 業	29	4	-	4	1	88
め ん 類 製 造 業	9	-	-	-	2	21
そ う 菜 製 造 業	16	4	1	3	-	38
添 加 物 製 造 業	2	-	-	-	-	3

区 分	施設数	許 可 件 数			廃業件数	監視指導 件 数
		総数	新規	更新		
(2) 食品製造業等取締条例に基 づく許可業種	761	302	230	72	226	789
行 商	98	115	115	-	112	153
つ け 物 製 造 業	2	-	-	-	1	6
製 菓 材 料 等 製 造 業	3	-	-	-	-	3
粉 末 食 品 製 造 業	2	1	1	-	-	2
そ う 菜 半 製 品 等 製 造 業	5	2	-	2	-	17
調 味 料 等 製 造 業	3	-	-	-	1	4
魚 介 類 加 工 業	3	-	-	-	-	11
食 料 品 等 販 売 業	645	184	114	70	112	593
(3) 届 出 集 団 給 食	112	1	1		3	244
(4) 食品衛生法施行細則第16条 に基づく届出業種等	2,235	7	7		2	1,260
許可を要しない食品製造業	160	-	-		-	30
許可を要しない食品販売業	1,945	7	7		2	1,193
器具容器包装・おもちゃ	108	-	-		-	27
添加物製造業・販売業	22	-	-		-	10
(5) ふぐの取扱規制条例に規定 する取扱所	74	11	11		15	122
(6) 学園祭（模擬店）						551

注 (5) ふぐの取扱規則条例に規定する取扱所は、施設数総数には加算しない。

(2) 食鳥処理・事業許可施設数と監視指導件数

(表4-2-2)

区 分	施 設 数	新規許可件数	廃業件数	監視指導件数
食鳥処理場	8	-	-	15

2 一斉取締り

団体宿泊、ふぐ、夏季、歳末等の一斉取締り、夜間一斉監視等を行っている。

(表4-2-3)

計	夜間一斉	ホテル・団体旅館	夏季対策	食肉一斉	ふぐ取締り	生かき一斉	歳末一斉	学園祭・祭礼	学校給食	社会福祉等給食	東京ドーム等	緊急監視
4,154	245	22	1,699	198	158	182	714	551	92	83	12	198

緊急監視：台風22・23号冠水調査、DDVP殺虫剤の使用実態調査、給食施設に対するノロウイルス対策指導

3 食品衛生検査

食中毒事故等の危険度の高い食品及び業種を重点に食品衛生夏季対策をはじめ、各種の一斉収去検査及び現場検査を行い、監視業務の科学化と効率化を図った。収去検査の結果、食品衛生法で定められた成分規格や東京都指導基準に適合しないものが発見された場合は、販売禁止等の行政処分や改善指導等の行政措置をとっている。

(1) 保健所実施分

ア 細菌検査・スタンププレッド法その他により、食品・食器具・手指を検査対象とした。

(表4-2-4)

区 分	実施軒数	指 導 検 査 数					
		計	大腸菌群	ブドウ球菌	サルモネラ	腸炎ビブリオ	その他
合 計	781	1,438	355	363	163	45	512
飲食店(すし)	119	124	-	50	-	-	74
飲食店(そば)	172	344	86	86	-	-	172
飲食店(一般)	147	159	37	-	-	-	122
菓子製造業	69	207	69	69	-	-	69
豆腐製造業	29	29	-	-	-	-	29
魚介類販売業	45	45	-	-	-	45	-
食肉販売業	46	46	-	-	-	-	46
集団給食	154	484	163	158	163	-	-

イ 化学検査・試薬・試験紙・ATP拭き取り検査法

(表4-2-5)

区 分	検査検体数	検査項目数	適	指導件数
合 計	581	581	452	129
食用油脂	2	2	2	-
手指・器具類	579	579	450	129

(2) 文京区小石川保健サービスセンター実施

(表4-2-6)

区 分	検査件数			細菌検査		化学検査	
	検体数	0157(再掲)	項目数	良	不良	適	否
合 計	295	193	1,601	176	20	98	1
弁当・調理パン	28	28	168	21	7	-	-
そう菜類	109	95	628	89	6	14	-
菓子及び材料	37	20	193	15	5	17	-
めん類	7	-	19	-	-	7	-
アイスクリーム類	20	20	62	19	1	-	-
魚介類及び加工品	26	11	126	11	-	15	-
食肉類及び加工品	18	12	135	12	-	6	-
漬物	18	3	78	3	-	15	-
野菜等加工品	8	-	34	-	-	8	-
清涼飲料水	-	-	-	-	-	-	-
豆腐	4	4	28	3	1	-	-
調味料・びん詰・かん詰	14	-	82	-	-	13	*1
その他	6	-	48	3	-	3	-
輸入食品(再掲)	30	2	168	2	-	27	*1

0157の検査を実施した193検体から、0157の検出はなかった。

* 違反内容：食品衛生法第11条第2項違反(タイ産クワイ缶詰漂白剤・過量残存)につき、輸入業者管轄の自治体へ通報した。

(3) 東京都健康安全研究センター検査依頼分

(表4-2-7)

区 分	検査数		細菌検査検体数		化学検査検体数	
	検体数	項目数	良	不良	適	否
食品・材料類等	75	372	66	3	6	-

(4) 厚生労働省依頼汚染実態調査依頼分

(表4-2-8)

区 分	検査検体数	検査項目数	細菌検査検体数
生食用食肉	2	8	2
挽肉	3	12	3

4 食肉の検査

食肉類について抗菌性物質の検査を実施（東京都健康安全研究センター依頼）し、結果に基づく衛生指導を行い食肉の安全確保を図った。検査の結果、法基準に違反するものはなかった。

調査対象：食鳥処理業、食肉販売業

(表4-2-9)

区 分	検体数	東京都健康安全研究センター
		抗菌性物質（簡易検査法）
鶏 肉	5	5

注 検体・項目数は3の(3)の再掲

5 食中毒関係調査

区民や病院等から食中毒の届出を受けると、直ちに、原因食品、原因施設の調査を行い、その結果に基づき、被害の拡大を防止するための措置をとっている。

また、原因施設が区外にある時は、東京都を通して施設の調査を依頼している。同様に東京都から区民の健康状況や施設の調査を依頼されることもある。

(1) 文京区食中毒発生状況

(表4-2-10)

発生日	患者 / 摂食者数	原因食品	病因物質	原因施設
7月30日	2 / 不明	カレーライス	セレウス菌	飲食店
9月21日	1 / 不明	不明	腸炎ピブリオ	不明
12月23日	23 / 37	旅館の食事	ノロウイルス	飲食店

(2) 有症苦情、食中毒関連及び保菌者等の調査状況

調査の結果、食中毒と断定できない有症苦情、区外で発生した事件の関連調査及び保菌者等関係調査の合計は81件、患者及び有症者152人、施設調査38件であった。

(表4-2-11)

区 分	事件数	患者数 / 調査人数	施設調査数
合計	81	152 / 342	38
有症苦情調査	29	110 / 199	20
食中毒関連調査	50	42 / 141	18
保菌者関係調査	2	0 / 2	-

注 保菌者関係調査：散発の0157、サルモネラなどの無症状者等の調査

(3) 原因究明検査等

(表4-2-12)

区 分	合計	糞便	ふき取り	飲食物水	吐物血液	菌株	その他	0157 (再掲)
東京都健康安全研究センター	673	402	109	115	2	25	20	-

6 苦情処理

消費者からの食品関係の苦情は 38 件であった。その内容は下表のとおりで、これらの苦情に対しては、速やかに調査を行い、適切な処置と解決に努めた。(有症苦情を除く)

(表4-2-13)

区分	総数	食 品					衛生管理		その他	苦情品検査(項目数)								
		異物混入	腐敗・変敗	異味・異臭	カビ	表示	施設	取扱		東京都健康安全研究センター			文京区小石川保健サービスセンター			保 健 所		
										細菌	化学	その他	細菌	化学	その他	細菌	化学	その他
計	38	7	1	3	1	-	2	9	15	-	9	1	-	3	-	-	-	-

7 食品衛生思想の普及啓発

一斉取締を実施した際や法令の改正があった際など、機会あるごとに食品関係取扱者に最新情報や自主的衛生管理の手法についての実務衛生講習会と、消費者教育のための相談所、消費者懇談会、講習会等を開催し、食品衛生知識・情報を積極的に提供し、食品等による事故発生の未然防止に努めている。また、「区報ぶんきょう」を通じて食品衛生に係わる記事を掲載している。

(1) 衛生講習会

(表4-2-14)

対象者	月別	合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	食品取扱従事者	回数	31	2	3	4	8	1	1	4	2	1	2	2
人数		1,980	52	212	375	655	33	18	414	18	24	22	126	31
一般消費者	回数	10	1	-	-	2	2	2	1	1	-	1	-	-
	人数	1,357	1,300	-	-	5	42	3	3	3	-	1	-	-

(2) 食の安全に関する相談

食品衛生関係業者、消費者に対して来所・電話等により食の安全に関する相談に応じている。

(表4-2-15)

内 容	処理の内容		合計
	電話処理	窓口処理	
合 計	1,542	2,134	3,676
営 業 許 可	750	1,513	2,263
表 示	250	185	435
規 格 ・ 基 準	27	40	67
食 中 毒	107	38	145
残 留 農 薬	1	-	1
輸 入 食 品	38	6	44
添 加 物	18	2	20
新 規 開 発 食 品	-	-	-
食用可・不可に関する相談	18	20	38
マスコミ報道に関する相談	-	-	-
そ の 他	333	330	663
「その他」の主な内容	食品衛生責任者、調理師免許、調理師業務従事届、ふぐ認証、行事開催届、証明願、自主管理について、営業許可状況 情報公開、閲覧)、検便、営業者名簿、JAS法関係		

(3) 食品衛生推進員活動と文京食品衛生協会との共催事業

文京区食品衛生推進員設置要綱に基づき委嘱された 11 名の食品衛生推進員は、保健所の衛生講習会事業等への協力や自主管理の推進及び衛生知識の普及活動に努めている。

保健所は、社団法人東京都食品衛生協会の支部（文京食品衛生協会）と共催で各種事業を行っている。

共催事業：街頭相談、講演会、優良店舗・優良従業員表彰、自治指導員活動支援

8 優良施設表彰

- (1) 都知事表彰 昭和 24 年から実施されていた都知事表彰は、平成 16 年度より廃止された
- (2) 区長表彰 平成 16 年 11 月 10 日 文京シビックセンタースカイホールで環境衛生及び食品衛生優良施設の区長表彰が行われ、食品衛生では 12 施設が表彰された。

9 行政処分

食品衛生法に基づく「文京区行政処分内規」により、違反者に対し、営業停止、販売禁止及び施設取扱改善命令等の行政処分を行っている。

(表4-2-16)

処分月日	業 種	原因食品	処分内容	理 由
8月5日	飲食店営業	カレーライス	営業停止・施設取扱改善命令	食中毒
9月21日	食品輸入販売業	冷凍食品今川焼	販売禁止命令	成分規格違反
12月7日	食品輸入販売業	冷凍食品たこ焼	販売禁止命令	成分規格違反
12月31日	飲食店営業	旅館の食事	営業停止・施設取扱改善命令	食中毒

10 東京都経由事務

(1) 調理師・製菓衛生師免許事務

調理師法、製菓衛生師法に基づき、東京都の委託を受けて、免許の申請受付経由事務を行っている。

(表4-2-17)

種 別	計	交 付	再交付	名簿訂正	訂正書換え
調 理 師	79	61	9	1	8
製菓衛生師	4	4			

(2) ふぐ取扱所認証書交付事務

東京都ふぐの取扱い規制条例に基づき、ふぐ取扱施設が認証を受けるための認証書交付申請受付経由事務を行っている。

(表4-2-18)

種 類	計	交 付	返 納	書換・再交付	承 継
ふぐ取扱所	46	21	19	4	2

11 セラチア菌の汚染実態調査

セラチア菌は自然環境中に広く分布する細菌で、近年病弱者に日和見感染を起こす事例やうどんの赤変等の苦情が発生している。そこで、区内にある病院や老人福祉施設の給食及びその食材納入業者の施設を調査し、セラチア菌による食品の苦情・事故を未然に防ぐために事業を実施した。この事業は、4年計画で平成 15 年度より実施しており、16 年度は食材の納入業者（豆腐製造業）の汚染実態調査を行った。

- (1) 実施期間 平成 16 年 7 月、11 月、平成 17 年 2 月
- (2) 検査機関 東京都健康安全研究センター

(3) 検査品目及び検査項目

検査品目は、食品等（原料大豆、使用水、豆腐） 21 検体 105 項目、ふき取り検査（手指、手洗い設備周り、まな板、豆の漬け込み桶、床、床の排水溝） 38 検体 190 項目の合計 59 検体 295 項目、検査項目は、細菌数、大腸菌群、大腸菌、セラチア菌、セレウス菌の 5 項目の検査を実施した。

(4) 検査結果

食品等 1 検体（井戸水 1 検体）ふき取り検査 4 検体（豆の漬け込み桶 3 検体、手洗い設備周り 1 検体）からセラチア菌が検出された。

検出した施設に対して、施設・設備の洗浄・消毒の徹底、井戸水からの汚染防止を図るよう指導した。

1.2 食品の安全確保

平成 16 年度から、輸入食品を含む各種食品の新たな検査に対応し、食品に起因する衛生上の危害の発生を防止し、また、区民の食に対する安全・安心を確保するため、輸入食品の安全対策から食品の安全確保へと事業を拡大した。

(1) 区民・事業者・行政間の情報及び意見交換（リスクコミュニケーション）

食の安全に関する情報提供の一環として講演会を実施した。

日 時：2 月 23 日午後 2 時から 4 時まで

場 所：区民センター 3A

講演内容：「食の安全を考える」

講 師：関東農政局東京農政事務所 消費・安全部長 松崎保治氏

参加人数：95 名

(2) 流通食品の検査

実施期間：平成 16 年 8 月、9 月、10 月の 3 回

検査機関：社団法人東京都食品衛生協会東京食品技術研究所

検査内容、対象品目、検体数及び検査項目

合計 42 検体を買上げ、493 項目の検査を行った。

ア 残留農薬検査・・・・・・・・・・ 冷凍食品を含む青果等 15 検体 375 項目

(表4-2-19)

農薬の種類	用 途		物質名
有機塩素系農薬	殺虫剤	4種類	総DDT、ディルドリン、エンドリン、エンドスルファン
	殺菌剤	3種類	キャプタン、クロロタロニル、カプタホール
有機リン系農薬	殺虫剤	12種類	エチオン、EPN、クロルピリホス、ジクロルボス、ジメトエート、パラチオンメチル、フェニトロチオン、馬拉チオン、テトラクロルピンホス、メカルバルム、メタミドホス、メダチオン
カーバメイト系農薬	殺虫剤	1種類	カルバリル
その他農薬	殺虫剤	3種類	臭素、シペルメトリン、フェンバレレート
	殺菌剤	2種類	ミクロブタニル、イプロジオン

イ アレルギー特定原材料検査・・加工食品 11 検体 33 項目

食品衛生法により表示義務があるアレルギー特定原材料（卵、乳、そば、小麦、落花生）について検査した。

ウ 規格基準検査・・・・・・・・・・ 輸入食品等 16 検体 85 項目
規格基準に照合して違法な添加物等が使用されていないかを確認した。

(表4-2-20)

用 途	物 質 名
着 色 料	食用タール色素、銅クロロフィル、アゾルピン、ポンソー 6R、パテントブルー、キノリンイエロー
甘 味 料	サイクラミン酸、サッカリン、ステビア、スクラロース
保 存 料	安息香酸、ソルビン酸、パラオキシ安息香酸メチル
酸化防止剤	EDTA、BHT、BHA、TBHQ
漂 白 剤	二酸化硫黄
そ の 他	ポリソルベート

実施結果

ア 残留農薬検査

下表のとおり、青果物 15 検体のうち 5 検体から残留農薬が検出されたが、食品衛生法の残留農薬基準値、農薬取締法の登録保有基準値に準拠して考えた場合、特に問題となる値ではなかった。

(表4-2-21)

区 分	原産地	検出物質 (単位ppm)				
		臭 素	クロルピリホス	シベルメトリン		
青 果 物	国産品 6品目	みょうが	-	-	-	
		ゆず	-	-	-	
		ゴーヤー	-	-	-	
		枝豆	2	-	0.04	
		みず菜	16	-	-	
		しいたけ	-	-	-	
	輸入品 9品目	中国	しょうが	-	-	-
			にんにくの芽	-	-	-
			ごぼう	1	-	-
			かぼちゃの種子	-	-	-
			生椎茸	-	-	-
			ふき水煮	-	-	-
			ほうれん草 (冷凍食品)	4	-	-
		ハニーマーコット	オーストラリア	2	0.05	-
		ハネチューメロン	アメリカ	-	-	-

(注)

* シベルメトリン

ピレスロイド系農薬。きわめて広い殺虫スペクトルを持つ殺虫剤。耐雨・耐光性に富み、残効性に優れる。枝豆 5.0ppm、大豆・落花生 0.05ppm ほか穀類、豆類、イモ類、果実、野菜など広範囲の青果物に残留基準設定されている。

許容一日摂取量 (ADI) は 0.05 mg/kg体重/日

* クロルピリホス

有機リン系殺虫剤。リンゴ、ナシ、カキ、ブドウ、かんきつ類、タバコなどの害虫駆除に使用され、速効性及び残効性がある。(その他のかんきつ類 0.3ppm)

その他、殺虫剤としてゴルフ場で用いられ、住居におけるシロアリ駆除剤や家庭用殺虫剤、防虫畳にも用いられる。

許容一日摂取量 (ADI) は 0.01 mg/kg体重/日

健康影響：

- ・ 急性毒性：神経系に影響を与え、けいれん、めまい、吐き気、おう吐、意識喪失、縮瞳、唾液分泌過多、呼吸機能不全を生じることがある。
- ・ 慢性毒性：免疫低下、視力低下、視野狭窄、頭痛、吐き気などが見られる。

* 臭素

検疫くん蒸や土壌くん蒸などに使用された臭化メチルの無機臭素として残留基準を設定。米・小麦 50ppm、レモン・オレンジなどのかんきつ類で 30ppm、ぶどう・かきで 20ppm など穀類・果実への残留基準設定されている。

許容一日摂取量 (ADI) は 1 mg/kg体重/日

イ アレルギー特定原材料検査

下表のとおり、菓子類 5 検体、穀類加工食品(うどん、玄米加工食品、穀物調製品)4 検体、そう菜及びそう菜半製品 2 検体を対象にアレルギー特定原材料を検査したところ、菓子類(ビスケット(国産))1 検体から原材料に使用表示のない乳たんぱく成分を検出した。

販売店を調査したところ、当該食品の在庫はなく、検査結果について製造者を所管する自治体に情報提供し、製造方法が改善された。

(表4-2-22)

区 分	検査検体数		原 産 国	検査項目数					
	国産	輸入		計	卵	乳	そば	小麦	落花生
菓 子 類	2	3	ドイツ、フランス、アメリカ	17	4	4	3	2	4
穀 類 加 工 品	2	2	オーストラリア アメリカ	9	2	2	2	3	0
そ う 菜 そう菜半製品	1	1	中国	7	2	2	1	1	1

ウ 規格基準検査

下表のとおり、16 検体の加工食品について添加物を検査したところ、野菜加工品のふき水煮(中国産)から、表示にない着色料(食用青色1号、食用黄色4号)を検出した。別ロット品の検査を東京都健康安全研究センターに依頼したところ、同様の結果を得たため輸入者を所管する自治体に表示違反通報を行った。

そのほかの食品から検出のあった添加物は適正に表示されていた。

(表4-2-23)

区 分	検査検体数	検査項目数	原産国
菓 子 類	6	38	スペイン、アメリカ、タイ、オーストラリア、カナダ
果 実 加 工 品	2	17	トルコ、アメリカ
調 味 料	3	12	中国、台湾
野 菜 加 工 品	2	7	中国、ポーランド
穀 類 加 工 品	1	4	アメリカ
豆 腐 加 工 品	1	3	台湾
そ う 菜 半 製 品	1	4	中国

第3 薬事衛生

「薬事法」の改正により、平成9年4月1日から医薬品販売業のうち一般販売業（卸売を除く）・特例販売業に対する許可事務及び監視指導を行っている。

また、薬事法等に基づく広告規制のほか「薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例（東京都条例）」に基づき医薬品の広告の監視指導も行っている。

さらに、平成12年4月1日からは、「毒物及び劇物取締法」に基づき毒物劇物販売業の登録事務及び監視指導と「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき対象家庭用品の調査指導を行っている。

1 薬事衛生関係施設数及び監視指導件数

薬事衛生関係施設数及び監視指導件数

(表4-3-1)

区分	施設数	許可・登録・届出件数		廃止件数	変更届等件数	監視指導件数	
		新規	更新				
総数	690	62	137	82	81	414	
合計	384	42	63	48	29	264	
医薬品	一般販売業	58	9	11	9	29	65
	特例販売業	一般	2	-	-	-	-
		歯科・ガス性	68	5	10	7	-
医療用具	販売業	128	14	21	16	-	88
	賃貸業	128	14	21	16	-	88
合計	306	20	74	34	52	140	
毒物劇物販売業	一般	291	20	70	34	52	133
	農業用品目	3	-	1	-	-	4
	特定品目	12	-	3	-	-	3
家庭用品取扱業	-	-	-	-	-	10	

2 医薬品等一斉監視指導

医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具の品質、有効性及び安全性を確保することを目的として、医薬品販売業者に対して一斉立入検査を行うとともに、医薬品等を収去して試験検査を実施している。

(1) 一般販売業の一斉監視

(表4-3-2)

監視件数	適	不適
27	18	9

(不適理由)

- 管理帳簿の記載不備（5件）
- 医薬品の販売方法の不適（4件）
- 管理者変更の未届（1件）

(2) 特例販売業の一斉監視

(表4-3-3)

監視件数	適	不適
2	2	-

(3) 医薬品等の収去検査結果

(表4-3-4)

区分	検体数	適	不適	検査結果項目数
合計	5	5	-	83
医薬品	1	1	-	16
医薬部外品	2	2	-	46
化粧品	1	1	-	18
医療用具	1	1	-	3

依頼検査機関：東京都健康安全研究センター

3 薬事講習会

平成9年度から新宿区、文京区、北区、荒川区、中野区、杉並区、豊島区、板橋区、練馬区の9区合同で年に1回、医薬品販売業を対象に薬事講習会を実施している。

平成16年度は、講習会に替えて、対象全施設に対して資料送付を行った。

4 特例販売業認定試験

歯科用医薬品及びガス性医薬品を取り扱う特例販売業の許可申請に伴う審査（特例販売業認定試験）を実施している。

（表4-3-5）

区分	受験者数	実施日（会場）
合計	4	平成16年5月21日 都庁第1本庁舎27階会議室
ガス性	4	
歯科用	-	
ガス性・歯科用	-	

5 毒物及び劇物一斉監視指導

毒物及び劇物による保健衛生上の危害防止を目的として、無機シアン化合物やトルエン等を取扱う毒物劇物販売業者に対して一斉立入検査を実施し、毒物及び劇物の適正な保管管理、譲渡手続き等の重点監視指導を行っている。

（表4-3-6）

区分	監視件数	適	不適
合計	30	27	3
無機シアン化合物・トルエン一斉	20	17	3
農薬一斉	10	10	-

（不適理由）

危害防止規定なし（3件）

6 有害物質を含有する家庭用品の試買調査

日常生活で使用する家庭用品に含まれる有害物質によって健康被害が発生することを防止する目的で、規制対象家庭用品の販売店に対し指導を行うとともに、規制対象家庭用品を試買して試験検査を行い、家庭用品の安全性の確保に努めている。

なお、有害物質として新たに3種類の化学物質（木材防腐・防虫剤）が追加された。

（表4-3-7）

区分	品目	試買件数	適	不適	
合計		40	40	-	
有害物質	ホルムアルデヒド	繊維製品	30	30	-
		接着剤	-	-	-
	塩化水素、硫酸、水酸化カリウム、水酸化ナトリウム	家庭用洗剤	2	2	-
	BDBPP化合物(注1) TDBPP(注2)、ディルドリン	カーテン	2	2	-
		床敷物	6	6	-

（注1）ビス(2,3-ジブロムフェニル)ホスフェイト化合物（注2）トリス(2,3-ジブロムフェニル)ホスフェイト

依頼検査機関：文京区小石川保健サービスセンター・社団法人東京都食品衛生協会食品技術研究所

第4 動物衛生

狂犬病予防法に基づき、犬の登録の受付及び狂犬病予防注射(毎年定期実施)事務を行っている。また、「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」によるこう傷犬の処置等の事務を行っている。

犬・猫の引取り、野犬捕獲、負傷動物の収容等は、東京都動物愛護相談センターで実施している。

当区独自の事業として、昭和55年度より、動物の飼養指導員・犬猫の正しい飼い方普及員制度を設け、動物の正しい飼い方等に関する普及啓発活動に努めるほか、平成3年度からは、ホームレス猫対策として「ホームレス猫の去勢不妊手術」を行っている。

1 犬の登録と狂犬病予防注射

(表4-4-1)

区分	登録	狂犬病予防注射	死亡・変更届出件数
15年度	4,585 (669)	3,544	364
16年度	4,962 (706)	3,884	370

()内は鑑札交付数と交換・無償交付を含む(再掲)

2 こう傷犬

(表4-4-2)

区分	こう傷犬 総数	内訳					こう傷犬の けい留の有無		こう傷 被害者数	指導・注意 措置命令件数
		登録犬		未登録犬		不明犬	有	無		
		注射犬	未注射犬	注射犬	未注射犬					
15年度	6	6	-	-	-	-	3	3	6	-
16年度	7	3	1	-	1	2	3	4	7	-

3 苦情処理

(表4-4-3)

年度	総計	犬									猫						その他動物	
		計	野犬・放し飼い	汚物・汚水	悪臭	鳴き声	失そう犬	迷い犬	飼い犬の引取り	その他	計	汚物・汚水	悪臭	鳴き声	のら猫の引取り	飼い猫の引取り		その他
15年度	227	130	2	52	1	15	31	27	-	2	73	35	2	1	-	-	35	24
16年度	395	166	13	75	3	14	28	25	-	8	181	44	3	6	-	-	128	48

4 犬・猫の引取り、捕獲、負傷動物の収容

(表4-4-4)

区分	総数	引取り数						収容 犬捕獲 頭数	負傷動物収容頭数			
		犬			猫				計	犬	猫	その他
		計	有料	無料	計	有料	無料					
総数	172	11	5	6	161	8	153	2	5	1	4	-
生後91日以上	14	11	5	6	3	3	-	(平成16年度都資料)				
生後91日未満	158	-	-	-	158	5	153					

東京都動物愛護相談センター取扱数

5 動物の収容施設(畜舎)

(表4-4-5)

年度	畜舎（犬舎）	
	施設数	監視指導件数
15年度	11	14
16年度	11	7

6 犬・猫被害防止対策

犬猫の無用な繁殖を抑制し、捨て犬・捨て猫をなくすことにより動物愛護思想の普及、犬猫による生活環境の汚染及び人畜の危険防止を図っている。

9月20日(月)から9月26日(日)の動物愛護週間に、文京動物愛護協会の協力を得て「犬のしつけ教室」を行った。

日 時 平成 16 年 9 月 22 日 (水)
場 所 区民センター 2 A
参加者 36 名

7 動物の飼養指導員・犬猫の正しい飼い方普及員

区内の動物の飼養管理の適正化を図るため、相談を受け助言指導を行う「動物の飼養指導員」17名及び犬猫の正しい飼い方を普及啓発する「犬猫の正しい飼い方普及員」22名を委嘱し、指導・相談事業を行った。

(表4-4-6)

区分	相談・指導件数				
	計	犬	猫	鳥	その他
動物の飼養指導員	1,776	1,368	387	-	21
犬猫の正しい飼い方普及員	3,552	2,765	787	-	-

8 ホームレス猫の去勢・不妊手術

ホームレス猫の増加を防止するため、去勢不妊手術を行った。

(表4-4-7)

年度	申込み頭数	手術実施数
15年度	656	63
16年度	394	58

第5 そ族害虫の駆除

1 ネズミ対策

(1) 町会等への殺そ剤等配布（平成10年度から一括配布は中止、随時配布とした。）

町会等への殺そ剤等配布

(表4-5-1)

期間	配布団体	総数	殺そ剤等の種類及び数量（個）			
			クワリソ系殺そ剤 （ブロック式）	シリロソ [®] 系 殺そ剤（散粉状）	ルボ [®] ルマイト [®] （ペ [®] -スト状）	粘着シート （捕獲式）
年間	3	70	-	30	-	40

(2) 窓口相談

窓口相談（生活衛生課）

(表4-5-2)

期間	相談総数	配布数	殺そ剤等の種類及び数量（個）			
			クワリソ系殺そ剤 （ブロック式）	シリロソ [®] 系 殺そ剤（散粉状）	ルボ [®] ルマイト [®] （ペ [®] -スト状）	粘着シート （捕獲式）
年間	383	873	-	408	28	437

(3) 月別相談件数

月別相談件数（生活衛生課）

(表4-5-3)

月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
件数	25	26	28	20	34	40	41	43	41	34	31	20	383

2 カとハエ対策

昨今の下水道の整備等により、カ・ハエ等を媒介とした感染症の流行はほとんどなくなり予防の観点からの殺虫剤の散布の必要はなくなった。

各町会・自治会への動力噴霧器の貸し出しは平成10年度より中止している。また、町会、自治会に対する殺虫剤の配布と墓地及び寺社境内の薬剤散布については平成11年度より中止した。

3 ユスリカ対策

落合処理場からの放流水の改善等から神田川の水質が浄化され、これによりユスリカの発生も少なく、薬剤投入の必要はなかった。

薬剤投入

(表4-5-4)

薬剤名	投入方法	1回分精算	投入回数	（参考）過去5年間の投入回数				
				15年度	14年度	13年度	12年度	11年度
5%アベイト水和剤	有効成分 1.5～2.0ppm で60分間 継続投入	流量 44.280t/60分 投入薬剤量 1,600kg	-					

4 各種害虫対策

(1) 害虫の駆除

害虫の駆除（業者分）

（表4-5-5）

実施機関	作業日数	駆除実施件数	駆除内容			使用薬剤	相談のみ
			ハチ類	チャドクガ	その他		
5月18日～ 11月9日	49	67	66	-	1	デブレックス乳剤 スミチオン乳剤 ハチノック	2

(2) 窓口相談

窓口相談（生活衛生課）

（表4-5-6）

件数	吸血昆虫	刺咬昆虫	ダニ類	細菌付着昆虫	接触昆虫	不快昆虫	不快動物	農林害虫	食品衣類害虫	木材害虫	その他
706	50	446	27	18	6	14	49	15	8	17	56

5 水害時消毒作業

平成16年度は、台風22号、23号による集中豪雨による下水の逆流等による水害汚染が発生し、それぞれ39件、10件、計49件について消毒剤の散布を実施した。

第6 公衆浴場補助

この事業は、区民が公衆浴場を利用する機会の確保を図り、公衆衛生上、区民に必要不可欠な施設である公衆浴場の経営の安定と確保を図ることを目的とする。

区では、区内全公衆浴場に対し「公衆浴場確保のための特別措置法」(昭和56年法律第68号)に基づき、経営経費の一部補助、浴場需要対策、設備資金に対する利子補助、基幹設備整備及びペンキ塗り替え等の補助を実施している。

1 区内浴場数

19 浴場 (平成17年3月末現在) 平成16年11月10日に1浴場廃業

2 経営経費の一部補助(昭和48年度より)

区内全公衆浴場に対し補助

なお、補助金の見直しに伴い平成17年度予算をもって廃止する予定である。

(経過措置：平成15年度全額、平成16年度2/3、平成17年度1/3補助)

3 浴場需要対策(昭和57年度より)

毎月第2日曜日及び第4日曜日を「ふれあい入浴デー」として、65歳以上の方と小学生(12歳未満)以下の子供を対象に区内全浴場で無料入浴を実施し、補助を行っている。また、特別湯として菖蒲湯(5月5日)・敬老の湯(9月の第三月曜日)・ゆず湯(冬至)・初春の湯(1月2日)は年齢制限をなくして実施している。(利用者 77,586人)

4 設備資金に対する利子補助(昭和51年度より)

公衆浴場が、建替又は適正な衛生上の措置を講ずるために設備の改善を行った場合、その資金借入に対し利子の一部を補助している。

限度額 10,000,000円 期間 12年

- (1) 新規借入に対する補助 1件
- (2) 継続借入に対する補助 7件

5 基幹設備整備補助(昭和60年度より)

元釜・温水器・給湯設備機器・空調設備機器取替経費の一部を補助している。

- (1) 元釜取替 70万円(1件)
- (2) 温水器取替 70万円(1件)
- (3) 給湯設備機器取替 70万円(2件)
- (4) 空調設備機器取替 70万円(1件)

6 浴場内ペンキ塗り替え等補助(平成4年度より)

木造公衆浴場のペンキ塗装、鉄筋等浴場のタイル洗浄、背景画塗替経費の一部を補助している。

- (1) ペンキ塗装 15万円(1件)
- (2) タイル洗浄 15万円(0件)
- (3) 背景画の塗替え 15万円(0件)

第5章 試験検査

第1 試験検査

生活衛生課、保健予防課、小石川・本郷保健サービスセンター、環境対策課、防災課、学務課、保育課、みどり公園課からの行政依頼と、区民からの依頼（一般依頼）を受けて、保健衛生、環境衛生、食品衛生及び環境保全に係る、臨床、食品、水質、河川、家庭用品等の試験検査を行った。

検査検体数

(表5-1-1)

区分	検体数	行政依頼										一般依頼
		生活衛生課	保健予防課	小石川保健サービスセンター	本郷保健サービスセンター	環境対策課	防災課	学務課	保育課	みどり公園課	小石川保健サービスセンター	
総数	13,168	464	28	8,396	3,870	-	160	119	102	21	8	
臨床検査												
一般健康	腸内細菌	12,289	-	28	8,391	3,870	-	-	-	-	-	-
相談等	結核菌	5	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-
環境衛生検査												
飲料水		160	-	-	-	-	-	160	-	-	-	-
プール水		58	58	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		99	78	-	-	-	-	-	-	-	21	-
食品衛生検査												
食品細菌		425	196	-	-	-	-	-	119	102	-	8
食品化学		100	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-
環境関係検査												
室内環境（空気）		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
河川水質		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
家庭用品検査		32	32	-	-	-	-	-	-	-	-	-

試験検査の内訳

(表5-1-2)

検査項目				検体数	項目数	検査項目				検体数	項目数
総数				13,168	30,298						
臨床検査	一般健康相談等	細菌	腸内細菌	赤痢菌・チフス菌・サルモネラ	12,289	食品衛生検査	食品細菌	食品	細菌数	425	419
				腸管出血性大腸菌0157					大腸菌群		415
				塗抹					大腸菌		398
				結核菌	培養				黄色ブドウ球菌		392
									サルモネラ		396
				腸炎ビブリオ	7						
環境衛生検査	水道水	細菌	0	食品衛生検査	食品化学	食品	セレウス	100	175		
		化学					クロストリジア等		6		
	井戸水	細菌	128				リステリア		6		
		化学					カンピロバクター		5		
	防災貯水	細菌	32				腸管出血性大腸菌0157		414		
		化学					その他			6	
	その他	細菌	0				手指及び調理器具		0	0	
		化学					0		着色料	71	
	プール水	細菌	58				漂白剤		50		
		化学					甘味料		68		
	その他	細菌	99				保存料		76		
		化学					酸化防止剤		45		
	環境関係検査	空気	室内環境				0		0	その他の添加物	39
		河川水	水質				0		0	防かび剤等	26
その他(重金属等)				103							
ホルムアルデヒド				32	30						
酸・アルカリ	2										
その他	0										

第2 腸管出血性大腸菌 O157 検査（検体内訳）

検体内訳

(表5-2)

区分		保健予防課 生活衛生課	小石川保健 サービス センター	本郷保健 サービス センター	保育課 学務課	合計
腸内細菌 検査	一般健康相談	0	8,391	3,870	0	12,261
	関係者等	2	0	0	0	2
食品細菌検査		193	0	0	221	414

第3 細菌検査結果

腸内細菌

(表5-3-1)

総数			検出検体数	
			12,289	
検出菌株内訳			検出菌株数	
腸内細菌	赤痢菌		0	
	チフス菌		0	
	パラチフスA菌		0	
	その他のサルモネラ	07群	<i>S. Ohio</i>	1
			<i>S. Oranienburg</i>	1
		09群	<i>S. Enteritidis</i>	1
	腸管出血性大腸菌O157		ベロ毒素産生株	0
ベロ毒素非産生株			0	

結核菌

(表5-3-2)

検査法	総検体数	陰性検体数	陽性検体数
塗抹	5	5	0
培養	5	5	0

第4 調査研究

微生物学的検査においては、保育課・学務課からの依頼により、給食調理従事者を対象とした講習会の講師をつとめた。

理化学検査においては、国内では許可されていない食品添加物である甘味料「サイクラミン酸」の分析法の検討を行った。

第5 保健サービスセンター試験検査

臨床検査

(表5-5-1)

検査項目	尿				心電図	細菌
	蛋白	糖	ウビ [*] リノゲン	潜血反応		
合計	4,956	4,956	779	3,787	3,405	12,241
小石川	2,853	2,853	298	2,059	1,961	8,371
本郷	2,103	2,103	481	1,728	1,444	3,870

エックス線検査

(表5-5-2)

		総数	一般健診	受託健診	節目健診	住民健診	接触者検診	患者家族検診	管理検診	産婦検診	療育相談
合計	総数	4,672	258	762	2,665	45	378	60	9	471	24
	間接	2,219	107	338	1,773	1	-	-	-	-	-
	直接	2,453	151	424	892	44	378	60	9	471	24
小石川	合計	2,823	136	433	1,529	31	223	27	3	417	24
	間接	1,728	107	338	1,282	1	-	-	-	-	-
	直接	1,095	29	95	247	30	223	27	3	417	24
本郷	合計	1,849	122	329	1,136	14	155	33	6	54	-
	間接	491	-	-	491	-	-	-	-	-	-
	直接	1,358	122	329	645	14	155	33	6	54	-

平成 17 年度事業計画（保健衛生部・文京保健所）

① 生活衛生課、② 保健予防課、③ 健康センター、④ 小石川保健サービスセンター試験検査

4月	保健・歯科・薬事衛生対策協議会 定期狂犬病予防注射 ポリオ予防接種 食品衛生街頭相談	① ① ② ①	↑ ↑ ↑ ↑	ホームレス猫の去勢・不妊手術(前期)①	↑ ↑ ↑ ↑	乳がん検診②				
5月	新転入研修 菖蒲湯 ぜん息児水泳教室 特例販売業認定試験 食品衛生プレ夏季対策 ポリオ予防接種	① ① ① ① ① ②	↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑							成人健康診査・大腸がん検診②
6月	地域保健推進協議会 ぜん息児水泳教室 食品衛生実務講習会	① ① ①	↑ ↑ ↑		↑ ↑ ↑					
7月	医薬品、毒物劇物一斉監視 規制対象家庭用品の一斉調査指導 愛の血液助け合い運動 献血推進協議会・献血 プール夏季一斉監視指導 特定給食施設栄養技術講習会	① ① ① ① ① ②	↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑		↑ ↑ ↑ ↑					子宮がん検診(前期)② 胃がん検診② 親水池水質検査 浴槽水レジオネラ菌等検査④ 在宅寝たきり高齢者歯科訪問健診・予防相談指導事業②③
8月	未登録未注射犬の督促 食品衛生月間	① ②	↑ ↑							
9月	合同防災訓練 敬老の湯 ぜん息児水泳教室 動物愛護普及キャンペーン	① ① ① ①	↑ ↑ ↑ ↑	↑ ↑ ↑						子宮がん検診(後期)② 高齢者健康診査・大腸がん検診②
10月	ぜん息児水泳教室 ポリオ予防接種 難病講演会 栄養フェスタ2004 ビル衛生管理指導講習会 健康ぶんきょう21講演会	① ② ② ② ① ①	↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑							
11月	区民の健康を守るつどい 環境・食品衛生優良施設の区長表彰 食品衛生実務講習会 エイズ予防キャンペーン	① ① ① ②	↑ ↑ ↑ ↑		↑ ↑ ↑					高年齢者インフルエンザ予防接種②
12月	ゆず湯 食品衛生歳末一斉取締 規制対象家庭用品の一斉調査指導	① ① ①	↑ ↑ ↑							
1月	初春の湯 はたちの献血キャンペーン 献 血 食の安全対策講演会 医薬品、毒物劇物一斉監視	① ① ① ① ①	↑ ↑ ↑ ↑ ↑							
2月	災害医療運営連絡会 地域保健推進協議会 特定給食施設栄養管理講習会 健康づくり協力店普及啓発講習会	① ① ② ②	↑ ↑ ↑ ↑							
3月	簡易専用水道設置者(管理者)講習会 特定給食施設調理従事者講習会 保健衛生対策協議会 区民と歯科医師会のつどい	① ② ① ③	↑ ↑ ↑ ↑							

通 年 実 施 事 業

【生活衛生課】

衛生教育、衛生統計、人口動態統計、献血推進、事業概要、健康ぶんきょう21計画事業、災害医療、新医師研修
合同防災訓練、ふれあい入浴デー(毎月第二・第四日曜日)
公害健康被害認定更新申請受付、乳幼児アレルギー健康診査事業、プール利用券の支給、呼吸器機能訓練
教室・講演会
診療所開設の許可・届出、医療監視、医療施設動態調査、飼い犬の登録と狂犬病予防注射
環境衛生関係営業の許可・確認・監視指導、理容・美容・クリーニング所一斉監視
旅館・興行場・公衆浴場一斉監視、特定建築物の立入検査・指導、貯水槽等給水施設調査指導
室内環境調査指導、コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生指導要綱に基づく指導
コインシャワー営業施設の衛生指導要綱に基づく指導、建築指導要綱に基づく協議指導
旅館業の営業許可等に関する指導要綱に基づく指導、排水槽等の指導要綱に基づく指導
食品衛生及び食鳥処理関係営業の許可・監視指導
夜間営業一斉監視指導、食品衛生関係従事者実務講習会、消費者講習会、食品等収去品検査
食品衛生簡易検査、食の安全対策講演会、食中毒調査及び統計
薬局及び医薬品販売業の許可・監視指導、管理医療機器販売業・賃貸業の届出・監視指導
医薬品・医薬部外品・化粧品・管理医療機器の監視指導、医薬品等の広告適正化のための監視指導
毒物劇物販売業の登録及び取扱者の届出・監視指導、有害物質を含有する家庭用品の調査指導、覚せい剤等薬物乱用防止

【保健予防課】

保健指導、訪問指導、転倒骨折予防教室、結核患者管理、医療費助成申請時の面接、難病療養相談、難病
講演会
パーキンソン病体操教室、エイズ相談
予防接種(DPT・DT、麻しん、風しん、日本脳炎、ポリオ、高齢者インフルエンザ)
精神(障害者手帳、通院医療費公費負担通院医療費助成)各申請
難病・小児慢性疾患・光化学スモッグ医療費助成申請・精神障害者回復途上者デイケア事業
精神障害者共同作業所運営費・グループホーム費補助、小規模通所授産施設運営費、精神障害者ショート
ステイ事業、感染症予防、結核医療費公費負担申請
感染症発生動向調査(サーベランス)
母子保健、がん(胃・大腸・乳・子宮)検診、成人・高齢者健診、栄養改善指導

【健康センター】

健康づくり事業、骨粗しょう症健診、医療情報提供、休日診療、休日歯科応急診療、休日調剤薬局
成人歯科健診、障害者歯科診療

【小石川保健サービスセンター試験検査】

小石川・本郷両保健サービスセンターの行政依頼検査、区民の一般依頼検査、食品の細菌・添加物等の検査
赤痢・O157等の関係者検査、プール水の水質検査
教育局学校教育部学務課行政依頼検査、福祉部保育課行政検体検査

平成 17 年度事業計画 (保健サービスセンター)

小 小石川保健サービスセンター 本 本郷保健サービスセンター

		通 年 実 施 事 業
4 月	・栄養指導講習会 小 本	健康相談、検便 受託健診、節目健診 実践！新生活習慣コース小
5 月	・保育園児歯科健診 小 本	胃及び大腸がん検診 結核健診（定期外、BCG） 産婦結核健診
6 月	・栄養教室 小 本 ・保育園児歯科健診 小 本	乳幼児・1歳6か月児・3歳児健診 虐待発生予防事業小 乳幼児発達健診
7 月	・健康教育 本 ・精神保健講演会 小	経過観察健診 おしゃべりルーム小 のびのび広場小
8 月	・栄養指導講習会 小 本	アレルギー健診 療育相談小 心理相談
9 月	・栄養指導講習会 小	育児相談 小児ぜんそく健康相談 フレッシュママ小
10 月	・心身障害者歯科健診 小 ・健康教育 小 ・栄養教室 本	千石フレッシュママ小 大塚フレッシュママ小 みるくクラブ本
11 月	・心身障害者歯科健診 小 本 ・栄養教室 小 本 ・精神保健講演会 本	育児学級、母親学級、両親学級 歯科保健相談 転倒骨折予防教室
12 月		健康体操教室小 シバ・ピア千石の会小 いきいきヘルス教室 やわらか体操クラブ本
1 月	・栄養教室 小	保健指導（家庭訪問、電話相談等） 栄養指導、離乳食講習会 風しん抗体検査
2 月	・栄養指導講習会 本	ⅠA [*] 性感染症検査・相談 精神保健相談 ウォーキング教室小 元気づくり運動教室本
3 月	・栄養指導講習会 小	実習生指導（医学部、保健師、看護学生等） 医療費助成等申請窓口（特殊疾病、小児慢性疾患等） 公害問診

附 属 機 関 等

「保健衛生部関係附属機関一覧」

(附属機関)

名 称	内 容	委 員	任 期	開 催	根 拠
文京区公害健康被害認定審査会	法の規定により、その権限に属する、認定及び補償給付等に係る事項について、調査審議をする。	医学、法律学その他公害に係る健康被害の補償に関し、学識経験を有する者 15 人以内 (現員 13 人)	2 年	年 12 回	文京区公害健康被害認定審査会条例、公害健康被害の補償等に関する法律
文京区公害診療報酬審査会	法の規定する、診療内容及び診療報酬等の審査をする。	医師及び薬剤師 6 人以内 (現員 6 人)	2 年	年 12 回	文京区公害診療報酬審査会条例
文京区大気汚染障害者認定審査会	大気汚染障害者の認定に係る必要な調査審議をする。	医学に関し学識経験のある者 10 人以内 (現員 5 人)	2 年	年 12 回	文京区大気汚染障害者認定審査会条例、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(都)、大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例(都)
文京区興行場法、旅館業法及び公衆浴場法運営協議会	興行場法、旅館業法及び公衆浴場法の運営の円滑化を図るために区長の求めに応じて協議、答申する。	学識経験者、関係業界代表、住民代表、関係行政機関代表 15 人以内	2 年	随 時	文京区興行場法、旅館業法及び公衆浴場法運営協議会条例

「保健衛生部関係附属機関一覧」

(任意団体)

名 称	内 容	委 員	任 期	開 催	根 拠
文京区保健衛生対策協議会	文京区が実施する保健衛生に関する事業の円滑な運営を期し、区と小石川・文京区両医師会が相互に連絡調整を図る。	各医師会会長、副会長、理事及び関係区職員 12人	-	協議会 年1回	文京区保健衛生対策協議会要綱
文京区歯科衛生対策協議会	文京区が実施する歯科衛生に関する事業の円滑な運営を期し、区と小石川・文京区両歯科医師会が相互に連絡調整を図る。	各歯科医師会会長、会員及び関係区職員 10人	-	協議会 年2回	文京区歯科衛生対策協議会要綱
文京区薬事衛生対策協議会	文京区が実施する薬事衛生に関する事業の円滑な運営を図る。	薬剤師会会長、副会長、理事及び関係区職員 10人	-	協議会 年1回	文京区薬事衛生対策協議会要綱
文京区献血推進協議会	献血思想の普及及び献血者の組織化を図るとともに献血制度の適正な運営に資する。	医師会、医療機関、事業所等献血組織、町会、日赤奉仕団、行政機関等の代表者、その他必要と思われる人 30人	2年	協議会 年1回	文京区献血推進協議会要綱
東京都文京区予防接種健康被害調査委員会	予防接種による健康被害の適切かつ円滑な処理に資する。	各医師会、専門医師及び関係区職員 6人	2年	随 時	東京都文京区予防接種健康被害調査委員会要綱
文京区災害医療運営連絡会	「災害時の医療救護活動についての協定」に基づき、文京区の活動の円滑な実施を図る。	各医師会、各歯科医師会、薬剤師会、接骨師会、警察署、消防署及び関係区職員 26人	-	連絡会 年1回	文京区災害医療運営連絡会設置並びに運営要綱
文京区地域精神保健福祉連絡協議会	文京区が実施する地域精神保健福祉施策を関係機関等との連携を図りながら体系的かつ総合的に推進する。	各医師会、医療機関、福祉関係団体、社会復帰・就業関係団体及び関係区職員 17人	2年	協議会 年2回 部 会 随 時	文京区地域精神保健福祉連絡協議会要綱

「保健衛生部関係附属機関一覧」

(その他)

名 称	内 容	委 員 員	任 期	開 催	根 拠
文京区動物の飼養指導員及び犬猫の正しい飼い方普及員	飼養管理等についての助言指導並びに犬猫の正しい飼い方の普及啓発を行う。	飼養指導員については、獣医師会会員 17 人以内。 犬猫の正しい飼い方普及員については、獣医師会又は区内動物愛護団体の推薦者 40 人以内	2 年	随 時	文京区動物の飼養指導員及び犬猫の正しい飼い方普及員設置要綱
文京区食品衛生推進員	食品衛生の向上に関する自主的な活動を推進し、区民の食生活の安全確保に寄与するため、食品営業者及び団体に対して助言・指導等を行う。	飲食店営業者等の自主管理推進に協力する民間協力者で、区長が委嘱する者。推進員の定数は 12 人以内	2 年	随 時	食品衛生法第 61 条の第 2 項、文京区食品衛生推進員設置要綱

「保健衛生部関係附属機関一覧」

(附属機関)

名 称	内 容	委 員 員	任 期	開 催	根 拠
文京区地域保健推進協議会	地域保健法に基づき、区内の地域保健及び保健所の運営に関する事項について審議する。	関係行政機関・医療関係団体・医療施設・学校・社会福祉施設・地域関係団体の代表者・公募区民・学識経験者等 30 人以内	2 年	年 2 回	地域保健法 文京区地域保健推進協議会条例
結核診査協議会	結核予防法に基づく医療費公費負担の申請について保健所長の諮問に応じて審議する。	関係行政機関職員・結核予防又は結核患者の医療に関する事業に従事する者。 5 人	2 年	月 2 回	結核予防法
感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく区長の諮問に応じ、感染症の患者を 72 時間を超え医療機関に入院させることの勧告、又はその期間の延長に関する事項を審議する。	感染症指定医療機関の医師・感染症の患者の医療に関する学識経験者・医療以外の学識経験者 6 人	2 年	随 時	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

平成 17 年 版

事業概要

発行 平成 17 年 9 月
編集発行 文 京 区
保健衛生部 (03 - 3812 - 7111)
文京保健所 (03 - 3812 - 7111)

印刷物番号 F0505004
有償頒布価格 450 円
印刷所 株式会社 美巧社



資源有効利用のため再生紙を使用しています。